

# 中野税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒164-8566 中野区中野 4-9-15 TEL 03 (3387) 8111 (代表)

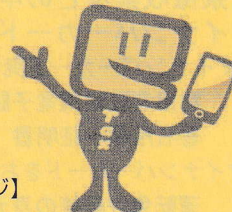
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

## 確定申告は自宅から e-Tax が便利！

申告書の作成・送信は

スマホからがおすすめです！

「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】

納税はキャッシュレス納付（振替納税等）が便利です。

## 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間（令和6年）	会場	所在地	時間	対象者 <sup>（注1）</sup>
1月30日（火） ～1月31日（水）	鷺宮区民活動センター 3階洋室2号	中野区鷺宮 3-22-5	【受付】 午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時	年金受給者
2月1日（木） ～2月2日（金）	野方区民活動センター 2階ギャラリーA・B	中野区野方 5-3-1	【相談】 午前9時30分～正午 午後1時～午後4時30分	給与所得者 小規模納税者 <sup>（注2）</sup> （青色申告の方は受け付けておりません）
2月6日（火） ～2月8日（木）	なかのZERO西館 3階学習室2	中野区中野 2-9-7	※事前申込をお願いします。 ※ご来場の際は、公共交通機関 をご利用ください。	

注1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方、配当所得がある方、退職所得がある方、初めて住宅ローン控除を受ける方は対象とはなりません。

注2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額（専従者控除前）が300万円以下の方を指します。

- 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日（水）から可能となります。  
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
- 電話による事前申込は、令和6年1月10日（水）から可能となります。

**【事前申込専用番号：03-6745-6322】**（受付時間：平日午前9時～午後4時）

に電話の上、オペレーターに「管轄の税務署（中野税務署）」「ご希望の会場及び相談日時」

「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。

なお、「事前申込専用番号」以外（税務署及び地方団体）での電話申込は受け付けておりません。

また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等（詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。）をご持参ください。



[https://cubic.com/nakanozei/booking\\_pages#pageContent](https://cubic.com/nakanozei/booking_pages#pageContent)

（裏面もご覧ください。）



# 申告書作成会場の開設について

～スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	<b>ベルサール新宿セントラルパーク</b> 新宿区西新宿6-13-1 住友不動産新宿セントラルパークビル1F	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分開始

## お持ちいただくもの

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード(※)  
※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
  - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
  - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
  - ・ 運転免許証等の身元確認書類
  - ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

## 入場整理券

- 会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- 入場整理券は、「会場」又は「LINEによる事前発行」で入手することが可能です。(おすすめ!)
- 混雑状況によっては、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。

## オンラインで事前発行

友だち追加は  
こちらから!



LINEアプリで国税庁のLINE公式アカウントを友だち追加してください。

## その他

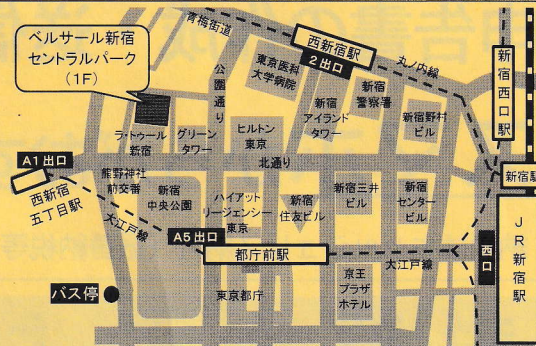
- 用紙の配付は行っていません。また、申告書等の提出のみの場合は、中野税務署宛てに郵送してください。
- 会場には納税窓口がありません。  
納税は、振替納税をご利用いただくか、納期限までに最寄りの金融機関等をご利用ください。
- 会場には駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## 中野税務署における申告相談について

- 会場の開設期間中、申告書の作成・相談は行っていません。

(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

## 案内図



- 都営大江戸線 【都庁前駅】 A5出口 徒歩4分
- 都営大江戸線 【西新宿五丁目駅】 A1出口 徒歩6分
- 丸ノ内線 【西新宿駅】 2番出口 徒歩6分
- JR線・小田急線・京王線 【新宿駅】 西口 徒歩13分
- 京王バス(宿45) 【十二社池の上】 徒歩11分

## 事前に準備いただきたいこと

- ① 次の方は、収入・支払いなどをご自宅で事前に集計しておいてください。
  - 医療費控除を受けられる方:  
病院ごと・人ごとに年間の医療費を集計
  - 事業・不動産所得のある方:  
収入・経費を科目ごとに集計
- ② マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
  - ※ 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
  - ※ 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)

## マイナポータル連携の概要は

こちらから!



## マイナポータル連携の事前準備は

こちらから!



## ～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

### 消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!!

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド  
(税額の計算方法)

